

府中市福祉団体登録をご希望の方へ

府中市では、社会的弱者の救済及び社会奉仕を目的とする福祉活動を行う市内の団体を支援するため、府中市の公共施設等の使用に関し、福祉団体登録を受け付けています。

1 支援の内容

- (1) 文化センター施設（2か月の間に3単位まで）、生涯学習センター学習施設（3か月の間に2単位まで）及びふれあい会館会議室の使用料の減免
- (2) ふれあい会館会議室の使用申込期間の優遇措置
- (3) 市借上バスの年1回の無料使用（研修を目的としたものに限る。）

2 登録に必要な要件

- (1) 社会的弱者の救済及び社会奉仕を目的とする福祉活動を行う市内団体であること。
- (2) 団体としての活動計画を有すること。
- (3) 原則として、構成員が10名以上であり、その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体の代表者は、市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 政治団体、宗教団体又は営利を目的とする団体でないこと。

3 登録手続

登録団体の代表者は、次の書類を地域福祉推進課へご提出ください。

- (1) 府中市福祉団体登録申込書
- (2) 活動計画書
- (3) 名簿【様式自由】
 - ※ 2-(3)の要件を満たしていることが分かる名簿
 - ※ 必要事項 ①会員氏名（全会員の氏名）
②住所（〇〇町〇丁目まで）
 - ※ 保護者会等の場合は、子どもではなく保護者の氏名等をご記入ください。
 - ※ 提出時現在の会員名簿をご用意ください。
- (4) 団体規約【様式自由】
- (5) 公共施設予約システム利用者登録申請書
- (6) 団体代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

4 登録の決定について

平成31年度登録分から「府中市福祉団体登録証」を廃止し、登録が決定した際には、「府中市福祉団体登録通知書」を送付いたします。なお、申込みから通知書が送付されるまで、約2・3週間程度かかる予定ですのでご了承ください。

また、施設利用の際は、緑色の「府中市公共施設予約システム利用者登録カード」をご持参くださいますようお願いいたします。

※裏面もご覧ください

5 府中市福祉団体に登録するとできること

- (1) 文化センターの施設は、2か月の間で3単位（午前・午後・夜間を各1単位とする）までが2分の1減額となります。

また、使用料の減額を受けることができる場合は、利用日の2か月前（該当日）から申込みをすることができます。

- (2) 生涯学習センターの施設は、利用日の3か月前（該当日）から、この間に2単位（午前・午後・夜間を各1単位とする）までが減額での申込みができます。

なお、3か月の間に2単位を超えた部分は、減免対象外となります。

- (3) ふれあい会館の会議室は利用日の3か月前（該当日）からの申込みができます。

予約先：ふれあい会館（社会福祉協議会） TEL 042-334-3011

- (4) 研修のため、年1回まで市有バスを利用できます。

※6か月前の1日に抽選となるため、それより前に当課へお申込ください。

※水・土・日曜日及び祝日と、夏休み期間中は利用できません。

※研修目的限定のため、乳幼児や児童・生徒は利用できません。

6 登録の有効期間

登録の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

なお、年度途中に登録した場合は、当該年度末の3月31日までとなります。

また、継続して登録する場合は更新申請が必要です。2月頃に更新に必要な書類を団体代表者へ送付しますのでご承知おきください。

7 その他

- (1) 府中市福祉団体登録に定める基準に適合しない場合は、登録をお断りさせていただきますのでご了承ください。

- (2) 文化センター施設等の使用に際し、施設の利用基準を遵守しない使用や団体の目的以外の使用を行った場合は、団体の登録を抹消させていただく場合もございますのでご了承ください。

- (3) 団体支援の公平性を保つために、団体の活動状況が基準を満たしていないことが登録後に判明した場合は、福祉団体の登録を抹消させていただく場合がありますのでご承知おきください。

8 提出及びお問合せ先

府中市福祉保健部地域福祉推進課（東庁舎7階）

〒183-8703 府中市宮西町2-24

TEL 042-335-4161（直通） FAX 042-335-7802